

【論文】

準市場の優劣論と社会福祉基礎構造改革論

児山正史

目次

1. はじめに
2. 概観
3. 利用者の行為主体性
4. 条件の充足
5. 良いサービスの提供
6. おわりに

1. はじめに

1980年代末以降、イギリスでは、教育、医療、福祉などの公共サービスに市場の要素を取り入れる改革が行われた。例えば、教育では、学校選択制が拡大され、学校の予算の大部分が生徒の数によって決まるようになった。このような制度は、サービスの費用を利用者ではなく政府が負担する（「準」）一方で、当事者（政府、供給者、利用者など）の間に交換関係がある（「市場」）ことから、「準市場（疑似市場）(quasi-market)」と呼ばれる。準市場はいくつかの類型に分けられるが、日本では、利用者やその近親者が供給者を選択する型（利用者選択型）を指すことが多い。（児山2004）

イギリスでは、1990年代には、準市場の評価の基準や成功の条件を示した上で、それらに照らして現実の準市場を評価・分析する研究が行われていた（Le Grand and Bartlett eds. 1993など）。ところが、2000年以降になると、準市場の代表的な研究者であるルグラン（Julian Le Grand）が、公共サービスを供給する他の方式と比較して、準市場（利用者選択型、以下同じ）が優れていると主張するようになった。この主張は日本でも注目を集め、2000年以降のルグランの著書が翻訳されている（Le Grand 2003, 2007）。

しかし、準市場の優位というルグランの主張は、理論的にも実証的にも論証されておらず、準市場の優劣に関する研究は多くの課題を残していた（児山2011a）。また、日本とイギリスの学校選択の事例に基づいてこの主張を検討した研究でも、明確な結論は出なかった（児山2011b-2015）。

ところで、日本では、2000年前後に、保育、介護、障害者福祉において、利用者が供給者を選択

する制度が相次いで導入された。従来は、市町村が、保育に欠ける児童を保育所に入所させる措置をとること、要介護高齢者や障害者に対して居宅サービスの提供や施設への入所の措置をとることなどが規定されていた⁽¹⁾。この制度は、「措置」という言葉が用いられていたことから、「措置制度」と呼ばれる。これに対して、1997年6月の児童福祉法の改正（1998年4月施行）、1997年12月の介護保険法の成立（2000年4月施行）、2000年5月の身体障害者福祉法と知的障害者福祉法の改正（2003年4月施行）により、児童の保護者が入所を希望する保育所を市町村に申し込む制度、要介護高齢者がサービスを受ける事業者を自ら選定する制度、障害者が支援を受ける事業者・施設に利用・入所の申し込みを行う制度が導入された⁽²⁾。本稿では、これらの制度を「選択制」と総称する⁽³⁾。

日本の社会福祉の選択制については、導入時に活発な議論が行われ、また、導入から15年前後が経過して、その効果・影響に関する実証的な調査・研究も蓄積されてきた。このような議論や調査・研究は、準市場の優劣論を検討するための豊富な材料を提供しているが、これらを用いてルグランの主張を検討した研究は見られない。日本の社会福祉の選択制については、ルグランの1990年代の研究と同様の枠組を用いて、制度や実態を評価・分析した研究があり（佐橋2006、李2015）、また、介護に関しては、介護保険制度の導入の目的に照らして、2009年までに発表された実証的な調査・研究の一部を整理したものがあ（岸田・谷垣2010）。しかし、2000年以降の準市場の優劣論を踏まえて、日本の社会福祉の選択制に関する議論や最近までの実証的な調査・研究を体系的に整理したものは見られない。

そこで、本稿とそれに続くいくつかの論稿では、準市場の優位というルグランの主張に沿って、日本の社会福祉の選択制に関する議論や実証的な調査・研究を整理する。まず、本稿では、1990年代末頃の「社会福祉基礎構造改革」をめぐる議論を整理し、社会福祉の選択制について実証的に明らかにすべき点を挙げる。その上で、次稿以降では、介護、保育、障害者福祉の各分野ごとに、選択制に関する議論や実証的な調査・研究を整理する。

本稿で扱う社会福祉基礎構造改革の考え方は、1998年6月に中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会が公表した「社会福祉基礎構造改革について（中間まとめ）」（以下、「中間まとめ」）において体系的に示された。「中間まとめ」は、個人が自らサービスを選択する制度を基本とすることなどを提言した（構造改革分科会1998a：7, 12, 14）。これに先立ち、1997年には児童福祉法の改正と介護保険法の制定が行われ、保育と介護の分野に選択制が導入されていた。その後、2000年に「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」（以下、社会福祉事業法等の改正）が成立し、身体障害者福祉法と知的障害者福祉法の改正により、障害者福祉にも利用者の選択制が導入された（社会福祉法令研究会編2001：45）。

本稿は、日本の社会福祉の選択制に関する総論として、「中間まとめ」をめぐる議論を中心に整理する。以下、第2章では、準市場の優位というルグランの主張と「中間まとめ」の内容を概観し、第3～5章では、ルグランの主張に沿って社会福祉基礎構造改革をめぐる議論を整理する。

2. 概観

(1) ルグランの主張

準市場の優位というルグランの主張は、おおむね次のようなものである。(児山 2011a)

ルグランは、準市場（「選択と競争」とも呼ばれる）を含む4つの公共サービス供給方式（モデル）を比較している。準市場以外のモデルは、「信頼」モデル（専門職が良い公共サービスを提供すると信頼するもの）、「命令と統制」モデル（上級管理者が階統制における下位者に指図するもの）、「発言」モデル（利用者が不満や満足を供給者に直接伝達するもの）である。

ルグランによると、良い供給方式は、供給者に誘因を与え、利用者を活動的な行為主体として扱うものである。まず、供給者は利己的な動機を持つかもしれないので、誘因を与えなければサービスの量・質が低下するおそれがある。次に、利用者を行為主体として扱うべき理由は、政治家や管理者に言われなくても供給者が質の高いサービスを提供する方式が望ましいこと、利用者のニーズや欲求への応答性（responsiveness）を達成し、また、すべての人が思慮と目的を持った行為主体として尊重される権利を持つとする自律性の原理を充たすために必要だということである。

そして、供給者への誘因と利用者の行為主体性という2つの観点から4つの供給方式を比較すると、これら2つの要素を備えるものは準市場であるといえる（表1）。

表1 2つの観点からの4つの供給方式の比較

		利用者の行為主体性	
		あり	なし
供給者への誘因	あり	準市場	命令と統制
	なし	発言	信頼

まず、準市場は、政府・供給者・利用者の上に交換関係があり、利用者が供給者を選択するので、供給者への誘因があり、利用者を行為主体として扱うといえる。次に、「命令と統制」は、上位者が下位者に指図するので誘因はあるが、利用者を行為主体として扱わない。逆に、「発言」は、利用者が不満・満足を伝達するので利用者の行為主体性があるが、供給者への誘因はない。そして、「信頼」は、専門職を信頼するので、供給者への誘因がなく、利用者を行為主体として扱わない。

さらに、準市場は、供給者に誘因を与え、利用者を行為主体として扱うことなどにより、他の方式と比較して、質、応答性、効率性、公平性の点で良い公共サービスを提供する可能性が高いと主張されている。まず、供給者は、利用者に選択されないことによって資金を失うなどの不都合な結果に直面するなら、サービスの質を改善し、利用者のニーズや欲求への応答性を高めようとする。また、準市場は、教育や発言力に恵まれた者に有利な「発言」よりも公平であるとされる。準市場が効率性を高める理由は説明されていないが、投入される資源が一定であれば、質の改善によって効率性も向上すると考えられる。

ただし、準市場が実際にこのような結果をもたらすかどうかは、いくつかの条件に依存している。まず、利用者が供給者をうまく選択し、それが質、応答性、効率性の向上をもたらすためには、多数の供給者が存在するなどの意味での「競争」が存在し、利用者が質に関する「情報」を持たなければならない。また、公平性を損わないためには、費用のかかる利用者への差別（「いいとこ取り（cream-skimming）」）を防止する必要がある。

以上のようなルグランの主張をまとめると、次のようにいえる。準市場は、供給者に誘因を与え、利用者を行為主体として扱うことなどにより、質、応答性、効率性、公平性などの点で、良い公共サービスを提供する可能性が他の供給方式よりも高い。ただし、準市場がこのような結果をもたらすためには、競争、情報、いいとこ取りなどに関する条件を充たす必要がある。次章以降では、このようなルグランの主張に沿って、社会福祉基礎構造改革をめぐる議論を整理する。

(2) 「社会福祉基礎構造改革について（中間まとめ）」

社会福祉基礎構造改革の考え方を体系的に示した1998年の「中間まとめ」は、公費負担を維持しながら、利用者の選択制を導入することを提案した。また、選択制によって質や効率性が向上すると主張するとともに、そのような効果をもたらすために情報提供などの条件整備が必要であると述べた。

まず、措置制度においては、福祉サービスの利用者と提供者の間の法的な権利義務関係が不明確であるため、利用者と提供者との対等な関係が成り立たないとした。そして、今後の方向としては、利用者と提供者の間の権利義務関係を明確にすることにより、利用者の個人としての尊厳を重視した構造とする必要があると主張した。具体的には、個人が自らサービスを選択し、それを提供者との契約により利用する制度を基本とし、その費用に対しては、提供されたサービスの内容に応じ、利用者に着目した公的助成を行う必要があるとした。また、契約制度への移行により、公費負担が後退するようなことがあってはならないとも述べた。

そして、契約による利用は、利用者の選択を通じて、利用者の満足度を高めるとともに、サービスの向上、事業の効率化にもつながると主張した。同様に、利用者の選択を通じた適正な競争を促進するなど、市場原理を活用することにより、サービスの質と効率性の向上を促すとも述べられた。

その上で、利用者による選択に基づくサービス利用の仕組みを実効あるものとするためには、サービス供給体制の計画的な整備が必要となることも述べた。また、利用者による選択を通じた提供者間の競争がサービスの質の向上につながるようにするためには、利用者による適切な選択のための情報を提供者にわかりやすく開示させるとともに、利用者がサービスに関する情報を気軽に入手できる体制を整備する必要があるとした。同様に、利用者による適切なサービスの選択を可能にするため、サービスの内容や評価等に関する情報を開示すると述べられた。（構造改革分科会1998a：8, 12-4）

以上のような「中間まとめ」の内容は、ルグランの主張と重なっている。まず、「中間まとめ」

が提案した制度は、サービスの費用を政府が負担する（公費負担）一方で、当事者間に交換関係がある（個人がサービスを選択し、提供者と契約して利用し、サービスの内容に応じて公的助成する）、準市場である。そして、このような制度は、自律性の原理（利用者の個人としての尊厳）を充たすとともに、応答性（利用者の満足度）⁽⁴⁾、質、効率性を高めると主張している。また、このような効果が生じるためには、競争（サービス供給体制）や情報という条件を整備する必要があると述べている。ただし、ルグランの主張とは異なり、準市場が公平であるとは主張しておらず、いここ取りという条件には言及していない。また、他の方式と比較して準市場の方が優れているとは主張していない。

次章以降では、ルグランの主張に沿って、社会福祉基礎構造改革をめぐる議論を整理する。ただし、供給者に誘因を与えることや効率性への効果については、議論が見られなかったため省略する。

3. 利用者の行為主体性

「中間まとめ」は、利用者がサービスを選択し、供給者と契約する制度を提案したが、これに対しては、福祉サービスの利用者は行為主体として行動する能力が不足しているという批判や、公的責任・権利性が低下するという批判があった。これらの批判には対応策や反論が示されたが、対応策の問題点も指摘された。以下、2つの批判に分けて議論を整理する。

(1) 行為主体としての能力

まず、福祉サービスの利用者は、サービスを選択し、供給者と契約する能力を持たないと批判された。福祉サービスの利用者は自己決定・自己責任の能力の持ち主であるとは限らない（古川1998：66）、福祉サービスの利用者は身体や判断能力が衰えている人たちがほとんどで、サービスを見て回る気力・体力がなく、適切な情報を得て適切な選択をしようとする現実的可能性がない（伊藤2000：231）、自立していない弱い人間は福祉サービスを利用する能力に乏しく、福祉利用制度から排除されるか低福祉で甘んじなければならない（浅井1999：58）などである。

この点について、「中間まとめ」は、契約による利用制度の適用が困難な者については、それぞれの特性に応じた適切な制度とする必要があり、自己決定能力が低下している者の権利擁護の仕組みなど、契約制度を補完し、適切なサービスの利用を可能とする制度が必要となると述べていた（構造改革分科会1998a：12）。厚生省の担当者も、判断能力の不十分な利用者が適切にサービスを選択できないという批判は的を得ているとした上で、そのための支援策として、成年後見制度、福祉サービス利用援助事業を挙げ（炭谷2000：161-9）、また、緊急時のために措置制度を残したと述べた（古都1999：26-7、衆院厚生委2000.4.26：五島-今田）。これらの制度の概要は次のとおりである。

第1に、成年後見制度は、精神上の障害により判断能力が不十分であるため、契約締結等における意思決定が困難な人について、判断能力を補い、権利や利益を擁護する制度である。1999年12月に、民法の一部を改正する法律、任意後見契約に関する法律などが成立し、これらに基づいて、

2000年4月から新しい成年後見制度が始まった。新しい制度は、法定後見制度と任意後見制度からなる。前者は、判断能力の不十分な状態にある本人について、主として本人や家族の申立てにより、家庭裁判所が適任と認める者を成年後見人に選任する制度であり、後見・補佐の制度（従来の禁治産・準禁治産制度を改正）に加えて、軽度の状態にある者を対象とする補助の制度が新設された。後者は、新たに創設された制度であり、本人が契約の締結に必要な判断能力を有している間に、自己の判断能力が不十分な状況における後見事務の内容と後見人を自ら事前の契約によって決めておくものである。（小林・大門編著2000：1, 20-6）

第2に、福祉サービス利用援助事業は、2000年5月の社会福祉事業法等の改正によって法定された。この事業は、精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料または低額な料金で、福祉サービスの利用に関し相談に応じたり、助言を行ったり、福祉サービスの提供を受けるために必要な手続や費用の支払に関する便宜を供与するなどの援助を一体的に行う事業である（社会福祉法2条3項12号）⁽⁵⁾。

第3に、児童福祉、介護、障害者福祉の各分野において、例外的な措置制度が存続した。児童福祉については、都道府県は、児童相談所長から報告のあった児童につき、児童養護施設に入所させるなどの措置を採らなければならない旨の規定が残された（児童福祉法27条1項3号）。また、介護と障害者福祉については、市町村は、要介護高齢者や障害者が、やむを得ない事由により、事業者や施設を選択してサービスを利用することが著しく困難であると認めるときは、サービスの提供や施設への入所などの措置を採る旨の規定が設けられた（老人福祉法10条の4 1項1号、11条1項2号、身体障害者福祉法18条1項、3項、知的障害者福祉法15条の3 1項、16条1項2号）。（倉田2001：20-1、豊島2008：198-9）

以上の対応策のうち、成年後見制度と福祉サービス利用援助事業については、利用の可能性や対象などが批判された。まず、成年後見制度については、後見人の不足や費用負担の問題により、十分に活用されていないと批判された（伊藤2003：42、竹原2005：96、山本2001：83-4）。次に、福祉サービス利用援助事業については、精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対象が限定されていること、その一方で、援助の開始にあたって契約を結ぶ必要があり、本人に一定の判断能力が求められること、また、施設入所者は対象外であること、利用料を徴収されることなどが批判された（松久保2003：50、白沢1999：64、田中1999：86-7, 101、伊藤2003：43、竹原2005：96、山本2001：81）。⁽⁶⁾

(2) 公的責任・権利性

措置制度から選択制に移行することによって、地方自治体の公的責任や利用者の権利性が低下するという批判もあった。先述のように、措置制度の下では、地方自治体が利用者を施設に入所させるなどの措置を採らなければならないことが規定されていた。そのため、措置制度は、地方自治体の責任で利用者に必要なサービスを給付する仕組みであるとされた。また、地方自治体が施設入所などの措置を採る義務を負うことから、利用者はサービスの給付を請求する権利を持つという解釈が学説では有力であったとされる（伊藤2003：19-21）。他方、選択制への移行後は、地方自治体が施

設入所などの措置を採らなければならないという規定は例外的なものになった。そのため、公的責任によるサービス提供の義務や権利保障がなくなり、福祉サービスの量・質の確保、事故などについては、行政の責任ではなく個人の自己責任の問題にされると批判された（同上37-8、横山2003：57、成瀬1999：56-7）。

以上のような批判に対して、選択制への移行によって公的責任は低下しないという反論もあった。「中間まとめ」を作成した分科会は、1998年12月に「追加意見」を公表し、国・地方自治体は、利用料助成やサービス供給体制の基盤整備などを通じて、国民に対する福祉サービス確保のための公的責任を果たすことになっていると説明した（構造改革分科会1998c：2）。2000年に改正された社会福祉法でも、国・地方自治体は、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策などの措置を講じなければならないと規定された（6条）。厚生省の担当者が編集代表を務めた解説書によると、福祉サービスの提供体制の確保に関する施策とは施設整備補助金などであり、サービスの適切な利用に関する施策とは情報提供や公的な費用負担などである。そして、上記のような責務規定を設けることにより、公的責任はむしろ明確化したと述べられている（社会福祉法令研究会編2001：112）。なお、事故については、地方自治体が規制権限を持つことから、国家賠償責任が認められる余地があるという説もある（豊島2008：195-6）。

しかし、分科会の「追加意見」や社会福祉法の規定に対しては、国・地方自治体の公的責任は、福祉サービスの提供という直接的なものから、利用者の購買力の補充、情報提供、利用援助などの間接的なものに縮小されたという批判もあった。（伊藤2003：36-7）

以上、福祉サービスの利用者を行為主体として扱うことに関する議論を整理してきた。

利用者がサービスを選択し、供給者と契約する制度に対しては、福祉サービスの利用者はそのような能力を持たないという批判や、公的責任・権利性が低下するという批判があり、これらの批判への対応策や反論、さらに、対応策への批判や再反論もあった。

これらの議論を踏まえて、社会福祉の各分野において実証的に明らかにすべき点は次のとおりである。まず、利用者が行為主体として行動する能力については、利用者がそのような能力をどのくらい持っているか、また、能力の不足している利用者への支援策（成年後見制度、福祉サービス利用援助事業）や、支援策を受けてもサービスを利用できない利用者のための措置制度が、どのくらい実施され、有効であるかである。また、公的責任・権利性については、政府が、施設整備補助金、情報提供、公的費用負担などを通じて、必要なサービスの利用を確保しているかどうかであるが、この点については、条件の充足（競争、情報）や良いサービスの提供（公平性）の問題として扱う。

4. 条件の充足

(1) 競争

利用者が供給者を選択するためには、競争という条件を充たす必要があるが、この条件は充たされない、条件を充たすことによって問題が生じるという批判があった。以下、これら2つの批判に分けて議論を整理する。

①競争の不足

競争という条件については、サービスの量や供給者の数が少ないことが指摘され、これらを増やすための対応策も示されたが、その問題点も挙げられた。

まず、サービスの量や供給者の数が少ないことが指摘された。「中間まとめ」の公表後に開催された社会福祉基礎構造改革シンポジウム（全国社会福祉協議会が主催、厚生省などが後援）では、選択を行うにはサービスの供給量が不足しているため、特に高齢者・障害者の施設について早急な基盤整備が望まれるという意見が出された（全国社会福祉協議会1998：82）。また、保育についても、都市部では待機児童があふれ、入園できるかどうかの問題であり、選択の余地は少ないと指摘された（下村2002：30）。逆に、過疎地や利潤の上がりにくい地域では、利用できる事業者が生活圏内にきわめて少ないとも予想された（浅井1999：14）。さらに、競争の結果、力のある事業者が存続し、弱い事業者を駆逐するため、寡占化・独占化が進むと主張された（同上：13）。

サービスの量や供給者の数を増やすための対応策として、参入規制の緩和、施設整備費用の調達、計画的な施設整備、利用者からの要求などが示された。

第1に、「中間まとめ」は、社会福祉事業の規模要件や社会福祉法人の資産要件の緩和、社会福祉事業の経営主体の範囲に関する規制の見直しを提言した（構造改革分科会1998a：10-1）。⁽⁷⁾

まず、社会福祉事業は社会福祉（事業）法で列挙され（2条2、3項）、その多くは利用者数の規模要件が定められているが（同条4項4号）、障害者の通所授産施設の規模要件が20人から10人に引き下げられた（厚生省2000：210、社会福祉法2条4項4号、社会福祉法施行令1条）。また、社会福祉法人の資産要件は厚生省の通知で定められているが、小規模通所授産施設やホームヘルプ事業を行う社会福祉法人の設立の資産要件が1億円から1千万円に引き下げられた（厚生省大臣官房他2000b：505、厚生省大臣官房他2000a：510）。

次に、社会福祉事業の経営主体の範囲については、法律上は変化がなく、第1種社会福祉事業（高齢者・障害者の入所施設の経営など）は原則として国・地方自治体・社会福祉法人に限定され、第2種社会福祉事業（居宅介護や保育所の経営など）は制限が設けられていなかった（社会福祉法2条2、3項、60条、社会福祉事業法4条、社会福祉法研究会編2001：80, 227）。ただし、民間の保育所の設置主体については、1963年の厚生省の局長通知により社会福祉法人に限定されてきたが、この通知が廃止され、社会福祉法人以外の者による設置が可能になった（杉山・田村編著2009：68、厚生省児童家庭局2000）。

第2に、「中間まとめ」は、社会福祉施設の設置者が、サービスの対価として得られる収入を、施設整備に係る借入金の償還に充てることができる仕組みにすることを提案し、この点は運用事項として実施された。従来、施設整備費の4分の3を公費補助、4分の1を設置者の自己負担とし、自己負担分は寄付で賄うことを原則としていたが、寄付で賄うことは事実上困難であるとされたためである（構造改革分科会1998a：13、厚生省2000：210）。しかし、施設整備のための借入金の返済に充てる分、利用料が引き上げられたり、職員の人件費やサービスに充てる費用が削減されたりする可能性が指摘された（白沢1999：64、芝田2000：19、垣内1999：16、田中1999：79）。

第3に、「中間まとめ」は、利用者の選択に基づくサービス利用を実効あるものとするためには、サービス供給体制の計画的な整備が必要となると述べていた（構造改革分科会1998a：13）。そして、社会福祉事業法等の改正に関する国会審議では、2002年度を目標とする障害者プランに基づいて着実にサービス量の整備を進めているという大臣答弁があった（衆議院本会議2000.4.14：中林-丹羽大臣）。しかし、国が障害者施設の待機者の現状を把握していないこと、市町村の障害者プランの作成が進んでいないこと、在宅障害者のデイサービスセンターの目標が大幅に未達成であることなどが指摘された（参議院本会議2000.5.18：井上、衆議院厚生委員会2000.4.26：瀬古-今田政府参考人、瀬古）。

第4に、厚生省の担当者は、選択制になると、選択したくてもサービスがないという批判が強まり、サービス増加への政治的・社会的圧力が高まり、行政機関はその努力を余儀なくされるという考えを示した（炭谷2000：160）。しかし、利用者と施設が直接交渉・契約する制度では、行政は待機者を把握せず、施設整備のニーズも把握しなくなるとも指摘された（峰島1999：29）。

②競争による問題

競争の結果として、供給者間の連携の弱まり、供給者の撤退・倒産、不採算サービスの提供の困難などの悪影響が生じるという批判もあった。

第1に、競争状態にある供給者が相互に連携をとるとは考えにくく、競争が激化すれば、地域におけるネットワークの視点が欠如し、住民の社会福祉の権利の保障から遠ざかると批判された（伊藤2003：39、浅井1999：86）。

第2に、競争の結果、供給者（特に営利企業）が撤退・倒産し、利用者の生活に大きな影響を与えると批判された（古川1998：71、浅井1999：37, 68, 88）。これに対して、「中間まとめ」を作成した分科会では、競争が確保されていれば、経営者が交代したり、利用者が他の事業者を選択したりすることができるという意見や、利用者に迷惑がかからないように、施設閉鎖の場合に備えた一時的な受け入れ施設を整備するなどの方策をとればよいという意見が出された（構造改革分科会1998b：34, 38）。

第3に、「中間まとめ」は、社会福祉法人に対する規制・助成について、他の事業主体との適切な競争が行われる条件の整備に配慮する必要があると述べる一方で、一般事業者が大幅に参入することが見込まれない領域があるため、社会福祉法人がサービス提供において中心的な役割を果たす必要があるとも述べた（構造改革分科会1998a：10-11）。これに対して、民間企業と非営利団体を同列に

扱うことは、後者の運営条件・環境を厳しいものとし、上記のような役割を期待しにくくなると批判された（田中1999：76）。「中間まとめ」を作成した分科会でも、施設で迷惑をかける利用者は事業者が利用を断る場合もあり、社会福祉法人が引き受ける必要があるが、人手や経費がかかるため、減税や助成措置は残してもらいたいなどの意見が出された（構造改革分科会1997-98：117）。厚生省の担当者も、社会福祉法人が現在行っている事業を残すためには、競争条件を全く同じにするつもりはないと述べた（大泉・門廣1998：16）。

以上、競争という条件に関する議論を整理してきた。

まず、サービスの量や供給者の数が少ないという批判に対して、参入規制の緩和、施設整備費用の利用料からの調達、計画的な施設整備、利用者からの要求という対応策が示されたが、対応策が不十分であるという批判や、施設整備費用の調達のために利用料の上昇や人件費の削減が生じるといった批判もあった。サービスの量や供給者の数がどのくらいあるか、対応策によってこれらが増加したかどうか、また、問題が生じたかどうかは、実証的に明らかにすべき課題である。

次に、競争の結果として、供給者間の連携の弱まり、供給者の撤退・倒産による利用者の生活への影響、社会福祉法人による不採算サービスの提供の困難が生じるという批判があったが、これらの問題が実際に生じたかどうか、逆に、問題を回避するために競争が制限されたかどうかは、実証的に明らかにすべき課題である。

(2) 情報

利用者が供給者をうまく選択し、それが質の向上をもたらすためには、利用者が質に関する情報を持ち、質を判断しなければならない。しかし、この条件は充たされないという批判があり、対応策が提示されたが、その問題点も指摘された。

まず、公開されている情報は限定的であるため、高齢者・障害者は施設・サービスに関する情報をほとんど持たないことや（茅原2000：106）、過剰な広報活動が行われる可能性（古川1998：217）が指摘された。⁽⁸⁾

情報を提供するための対応策として、厚生省の担当者は、事業者による情報提供（事前説明、契約時の書面交付など）、国・地方自治体による情報提供体制の整備、誇大広告の禁止などを挙げた（古都1999：27、参議院国民福祉委員会2000.5.25：堀・炭谷政府参考人）。そして、2000年に改正された社会福祉法では、情報の提供に関する事業者と国・地方自治体の努力義務、利用契約の申込み時における事業者からの説明の努力義務、利用契約の成立時における事業者からの書面の交付義務、サービスの質の評価に関する事業者と国の努力義務、誇大広告の禁止が規定された（社会福祉法75～79条）。

しかし、情報提供のための対応策については、情報提供の責任は事業者にあり、その責任を果たさせるための措置を講ずることに公的責任が限定されているという批判や、評価に関する罰則規定がないという批判があった。（浅井2000：78、衆議院厚生委員会2000.4.27：松友参考人）⁽⁹⁾

以上のように、情報の不足や過剰な広報活動が生じるという批判に対して、社会福祉法に基づく情報提供や広告規制という対応策が示されたが、情報提供のための対応策が不十分であるという批判もあった。実際にどのような情報が提供され、利用者がどのような情報を利用しているか、また、対応策がどのくらい実施され、有効であるかは、実証的に明らかにすべき課題である。

(3) いいとこ取り

いいとこ取りとは、費用のかかる利用者に対する差別であり、公平性を損う要因の1つである。日本の社会福祉の選択制についても、いいとこ取りが行われるという批判があり、対応策が示された。

まず、契約制の下では事業者側にも利用者を選ぶ権利があり⁽¹⁰⁾、特にサービス不足の状況下では、人気のある事業者が、自己負担分の支払いが困難な低所得者、介護負担の大きい重度・重複障害者、逆に、要介護度が低いため介護報酬も低くなる利用者を排除する可能性がある指摘された。(浅井1999:13,86、田中1999:100、岡崎1999:83、下村2002:30、伊藤2003:83)

この点について、「中間まとめ」は、低所得者や援護に困難を伴う人のサービス利用の確保に配慮した事業実施が必要であることなどから、社会福祉法人がサービスの提供において中心的な役割を果たしていく必要があると述べた(構造改革分科会1998a:10-1)。社会福祉法人のこのような役割と競争条件の整備との関係が議論になったことは、先述のとおりである。

また、障害者福祉に関しては、国会審議において、供給者が利用者の申し込みを拒絶することができるか、重度障害者が優先的に施設に入所できるような方法は考慮されているかという質問が出され、利用の申し込みがあった場合には正当な理由がない限り拒んではならないことを指定事業者の指定基準に盛り込む、施設サービスの費用の額の設定に障害の程度を反映させる、障害者の求めに応じて市町村がサービス利用のあっせん・調整を行うという答弁があった(衆議院本会議2000.4.14:土肥-丹羽大臣)。

以上のように、いいとこ取りが行われるという批判があり、対応策が示された。いいとこ取りがどのくらい行われているか、また、それを防止するためにどのような制度が設けられ、どのくらい実施され、有効であるかは、社会福祉の各分野において実証的に明らかにすべき課題である。

5. 良いサービスの提供

本章では、社会福祉の選択制が、質、応答性、公平性の点で、良いサービスの提供につながるかどうかをめぐる議論を整理する。

(1) 質

利用者の選択によってサービスの質が向上するという主張については、供給者間の競争によって質はむしろ低下するという批判があったが、これに対する反論もあった。

まず、供給者間の競争は価格競争の形をとり、価格の低下はその大半を占める生産費用の低下をもたらすとされた。特に、労働集約的な社会福祉事業では、費用の大部分は人件費であるため、賃金の低下、労働条件の悪化、雇用の不安定化、無資格者の採用などを引き起こすと主張された。そして、これらは、労働者の意欲の低下、人材の獲得力の弱まり、サービスの質の不安定化などを通じて、サービスの質を低下させると批判された。(茅原 2000:108、岡崎 2001:29-30、伊藤 2003:40、竹原 2005:94-5)

このような批判に対して、介護保険制度では介護報酬という形で価格が固定されているので、価格競争ではなく質の競争が行われるという反論もあった。(駒村 2000:44-5)

社会福祉の選択制の下で、価格競争が行われ、人件費をはじめとする費用の削減を通じてサービスの質が低下したかどうか、あるいは、質の競争が行われ、質が向上したかどうかは、実証的に明らかにすべき課題である。

(2) 応答性

応答性とは、利用者のニーズや欲求に応答することである。この点については、応答性が向上しないという批判と、応答性が向上することに問題があるという批判があった。

まず、さまざまな理由から、供給者は利用者のニーズや欲求に応答しないと指摘された。契約のほとんどは事前に用意された契約書類に署名するだけであり、当事者が相互に具体的な内容を協議して決めるわけではない(浅井 2002:107)、契約締結時に確定した実践内容しか保障せず、日々変化する利用者のニーズへの対応を軽視する(浅井 2000:88、浅井 2002:111)、契約締結時には事業体と個人の間に対等な関係があっても、その後はサービス提供側が圧倒的に優位な立場にある(浅井 1999:58、黒田 1999:18)、競争に勝ち残るために、各事業体は経営効率を重視して福祉実践のマニュアル化を進め、利用者の実態に即した労働は非効率だとして排除する(浅井 2000:85、真田 1999:12)などである。

次に、供給者が利用者のニーズや欲求に応答することへの批判もあった。幼稚園の自由競争の結果、早期教育やスポーツ教室などの「見える保育」に人気が集まっていることから、事業内容が多様化せず均一化・平準化する(浅井 1999:14,66)、英語教育などの英才教育型の保育園が現れていることから、子ども集めのために保護者の受けを狙った保育が広がる(下村 2002:30)などである。

以上のように、選択制の下で応答性は向上しないという批判と、応答性が向上することへの批判があったが、実証的に明らかにすべき課題は、応答性が向上したかどうか、利用者のニーズや欲求に応答してどのようなサービスが提供されたかである。なお、利用者のニーズや欲求に応答したサービス(保育園での英語教育など)をどのように評価するかは、規範的な判断を含む問題である。

(3) 公平性

公平性とは、社会経済的地位などのニーズと無関係な違いに関わらずサービスを利用できること

である。日本の社会福祉の選択制については、供給者が利用者を選別し、ニーズの高い利用者が放置されると批判された。措置制度の下では、ニーズの切迫した緊急性の高い利用者に対して、行政の責任で優先的にサービスを提供していたが、選択制の下では、個々の供給者が優先順位をつけるため、このような利用者に必要なサービスが行きわたらなくなるとされた(浅井 2000:77、伊藤 2003:35)。

いいとこ取りによって、また、利用者の行為主体としての能力の不足、競争や情報の不足などによって、利用者が必要なサービスを受けられないことがどのくらいあるかは、実証的に明らかにすべき課題である。⁽¹¹⁾

6. おわりに

本稿は、準市場の優位というルグランの主張に沿って、社会福祉基礎構造改革をめぐる議論を整理し、実証的に明らかにすべき点を挙げた。

ルグランによると、準市場は、供給者に誘因を与え、利用者を行為主体として扱うことなどにより、質、応答性、効率性、公平性などの点で、良い公共サービスを提供する可能性が他の供給方式よりも高い。また、社会福祉基礎構造改革の考え方を体系的に示した「中間まとめ」の内容は、ルグランの主張と重なっていた。そして、ルグランの主張に沿って、社会福祉基礎構造改革をめぐる議論を整理したところ、実証的に明らかにすべき点として、主に以下のようなものが挙げられた。

第1に、利用者を行為主体として扱うことについては、利用者が行為主体として行動する能力をどのくらい持っているか、能力の不足している利用者への支援策(成年後見制度、福祉サービス利用援助事業)や代替措置(例外的な措置制度)がどのくらい実施され、有効であるかである。

第2に、準市場が成功するための条件のうち、競争については、サービスの量や供給者の数がどのくらいあるか、対応策によってこれらが増加したか、競争によって問題(供給者間の連携の弱まり、撤退・倒産による影響など)が生じたかである。また、情報という条件については、どのような情報が提供され、利用者がどのような情報を利用しているか、社会福祉法に基づく情報提供や広告規制などの対応策がどのくらい実施され、有効であるかである。そして、いいとこ取りに関しては、それがどのくらい行われているか、いいとこ取りを防止するためにどのような制度が設けられ、どのくらい実施され、有効であるかである。

第3に、準市場が良いサービスを提供するかどうかについては、まず、社会福祉の選択制の下で、価格競争によってサービスの質が低下したかどうか、質の競争によって質が向上したかどうか、また、応答性が向上したかどうかである。そして、公平性については、利用者の行為主体としての能力の不足、競争や情報の不足、いいとこ取りなどにより、利用者が必要なサービスを受けられないことがどのくらいあるかである。

以上のように、日本の社会福祉の選択制については、実証的に明らかにすべき多くの点がある。介護、保育、障害者福祉の各分野ごとに、選択制に関する議論や実証的な調査・研究を整理することは、次稿以降の課題である。

注

- (1) 従来の規定はおおむね次のとおりである。市町村は、児童の保育に欠けるところがあると認めるときは、その児童を保育所に入所させて保育する措置を採らなければならない(児童福祉法24条)。市町村は、65歳以上で日常生活に支障がある者に居宅でサービスを提供するなどの措置を採ることができる。また、65歳以上で常時の介護を必要とし、居宅で介護を受けることが困難な者を特別養護老人ホームに入所させるなどの措置を採らなければならない(老人福祉法10条の4 1項1号、11条1項2号)。市町村は、障害者につき、必要に応じ、居宅において日常生活を営むのに必要なサービスを提供する措置を採ることができ、施設に入所させる措置を採らなければならない(身体障害者福祉法18条1項1号、4項3号、知的障害者福祉法15条の3 1項、16条1項2号)。

なお、市町村は、自ら居宅サービスを提供したり、自らの設置する施設に入所させるだけでなく、他の者に居宅サービスの提供や施設への入所を委託することもできた(老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法の上記の各条項)(保育所への入所については、児童福祉法の上記の条項に市町村からの委託に関する明文の規定はなかったが、老人福祉や障害者福祉と同様であると理解されてきた(倉田聡2001:23-5、倉田賀世2009:36))。

- (2) 新しい規定はおおむね次のとおりである。市町村は、児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあったときは、その児童を保育所において保育しなければならない。保育所における保育の実施を希望する保護者は、入所を希望する保育所などを記載した申込書を市町村に提出しなければならない(児童福祉法24条1、2項)。居宅や施設のサービスを受けようとする要介護被保険者は、自己の選定する事業者からサービスを受けるものとする(介護保険法41条3項、48条8項)。障害者は、居宅支援事業者や更生施設に利用や入所の申込みを行い、居宅支援や施設支援を受ける(身体障害者福祉法17条の4、17条の10、知的障害者福祉法15条の5、15条の11)。

なお、措置制度の下でも、実態としては利用者が供給者を選択していたという指摘もある。保育所への入所については、保護者からの申し込みによるものが大半で、多くの自治体で保護者が希望する保育所を書いて申し込みを行うという実態があったとされる。また、ホームヘルパー派遣についても申請書を提出する手続がとられていた場合が多く、特別養護老人ホームの入所申し込みが申込者の希望を書いて行われていた自治体もあったとされる。(伊藤2003:21)

- (3) 保育所への入所は、保護者が各保育所に直接申し込むのではなく、市町村に申し込むが、いわゆる「学校選択制」(公立小中学校の選択制)も同様の制度であるため、ここでは選択制と総称する。学校選択制とは、文部科学省の定義によると、市町村教育委員会が就学校を指定する場合に、就学すべき学校について、あらかじめ保護者の意見を聴取するものである(児山2012a:104)。
- (4) 利用者の選択を通じて利用者の満足度が高まる理由としては、利用者のニーズ・欲求に応答することだけでなく、サービスの質が高まることや、選択自体に満足することも考えられるが、ここでは応答性の意味も含むと解釈する。
- (5) 都道府県社会福祉協議会は、各区域内においてあまねく福祉サービス利用援助事業が実施されるために必要な事業などを行うものとされた(社会福祉法81条)。同協議会が同条に基づき行う事業は、1999年から実施されたモデル事業の名称から、「地域福祉権利擁護事業」とも呼ばれる。(社会福祉法令研究会編2001:80,280-2)
- (6) 地域福祉権利擁護事業実施要領によると、福祉サービス利用援助事業は、判断能力が不十分な者が地域において自立した生活を送れるよう援助するものであり、この事業の対象者は、援助に係る契約の内容について判断し得る能力を有していると認められるものであり、この事業におけるサービスの利用料は原則として利用者が負担する。(厚生労働省2001:532,534)
- (7) 社会福祉事業を営営することを目的として社会福祉法人を設立することができ、社会福祉事業や社会福祉法人は税制上の優遇措置などを受けることができる。(社会福祉法令研究会編2001:102,218-26)

- (8) 利用者の判断能力には幅があり、特に知的障害を持つ場合、高齢者・障害者が情報を正しく理解し判断することは困難または不可能であるとも指摘されたが（古川1998：217、茅原2000：106-7）、この点は利用者の行為主体性の問題として位置づける。
- (9) 情報提供について、社会福祉法では、「社会福祉事業の経営者は、福祉サービス（中略）を利用しようとする者が、適切かつ円滑にこれを利用することができるように、その経営する社会福祉事業に関し情報の提供を行うよう努めなければならない」（75条1項）、「国及び地方公共団体は、福祉サービスを利用しようとする者が必要な情報を容易に得られるように、必要な措置を講ずるよう努めなければならない」（同条2項）と規定されているが、厚生省の担当者が編集代表を務めた解説書では、情報提供を行う責務は第一義的には事業者に課されるとしている（社会福祉法令研究会編2001：266）。また、評価については、社会福祉事業の経営者は質の評価を行うことなどにより良質なサービスを提供するよう「努めなければならない」、国は質の評価の実施に資するための措置を講ずるよう「努めなければならない」旨が規定されている（社会福祉法78条）。
- (10) 措置制度の下では、居宅サービスの事業者や施設の設置者は、市町村などから委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない旨が規定されていた（老人福祉法20条、児童福祉法46条の2、身体障害者福祉法28条の2、知的障害者福祉法21条の4）。選択制の下では、介護と障害者福祉に関するこの規定は、例外的な措置制度だけに適用されるようになった。なお、児童福祉に関しては、選択制の導入後も、この規定が保育所における保育に適用された。
- (11) なお、サービスの費用の一定割合を利用者が負担することや、より良いサービスを利用者の自己負担で購入できる仕組みに関して、低所得者の問題が指摘され（伊藤2000：232、構造改革分科会1997-98：84、浅井1999：86）、前者については公費負担を維持すると説明された（構造改革分科会1998a：12、衆議院厚生委員会2000.5.10：石毛-今田政府参考人、炭谷2004：72）。ただし、これは準市場というよりも市場（費用を利用者が負担し、当事者間に交換関係がある方式）の問題である。

参考文献

- 浅井春夫（1999）『社会福祉基礎構造改革でどうなる日本の福祉』（日本評論社）。
- （2000）『新自由主義と非福祉国家への道』（あけび書房）。
- （2002）『市場原理と弱肉強食の福祉への道』（あけび書房）。
- 李宣英（2015）『準市場の成立は高齢者ケアサービスを変えられるか：日韓の比較実証分析』（ミネルヴァ書房）。
- 伊藤周平（2000）『介護保険と社会福祉』（ミネルヴァ書房）。
- （2003）『社会福祉のゆくえを読む』（大月書店）。
- 大泉博子、門廣繁幸（1998）「社会福祉基礎構造改革の展望：中社審『中間まとめ』について」、『月刊福祉』、81巻10号、12-23頁。
- 岡崎祐司（1999）「『基礎構造改革』は、社会福祉の未来を約束するか(2)：個人契約と利用料助成システムの問題点」、『部落』、51巻7号、80-85頁。
- （2001）「介護保険と自治体福祉、地域福祉の課題：社会福祉『基礎構造改革』も視野に含めつつ」、『日本医療経済学会会報』、20巻1号、24-32頁。
- 垣内国光（1999）「社会福祉基礎構造改革とは何か：福祉措置制度を解体するというこの意味」、『賃金と社会保障』、1250・1251号、4-23頁。
- 茅原聖治（2000）「『社会福祉基礎構造改革』の経済学的考察：主として社会福祉サービスへの市場原理導入について」、『社会福祉研究』、78号、104-109頁。
- 岸田研作、谷垣静子（2010）「介護サービス供給体制」、宮島洋、西村周三、京極高宣編『社会保障と経済 3 社会サービスと地域』（東京大学出版会）、127-148頁。
- 倉田賀世（2009）「保育所入所の法的性質をめぐる考察：1997年児童福祉法改正を契機として」、『季刊社会保障

- 研究』、45巻1号、36-45頁。
- 倉田聡（2001）『これからの社会福祉と法』（創成社）。
- 黒田研二（1999）「高齢者入所施設におけるサービスの質の確保：社会福祉基礎構造改革における議論の検討」、『社会問題研究』、49巻1号、1-20頁。
- 厚生省（2000）「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の概要」、炭谷茂編著『社会福祉基礎構造改革の視座：改革推進者たちの記録』（ぎょうせい、2003年）、209-211頁。
- 厚生省監修（1998）厚生省社会・援護局企画課監修『社会福祉基礎構造改革の実現に向けて：中央社会福祉審議会 社会福祉構造改革分科会 中間まとめ・資料集』（中央法規出版）。
- （1999）厚生省社会・援護局企画課監修『社会福祉基礎構造改革の実現に向けて（Ⅱ）：中央社会福祉審議会 社会福祉構造改革分科会 追加意見・資料集』（中央法規出版）。
- 厚生省児童家庭局（2000）厚生省児童家庭局長「保育所の設置認可等について」（厚生労働省ホームページ）。
- 厚生省大臣官房他（2000a）厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護・老人保健福祉・児童家庭局長「居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」、社会福祉法令研究会編（2001）、510-511頁。
- （2000b）厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長「障害者に係る小規模通所授産施設を営む社会福祉法人に関する資産要件等について」、社会福祉法令研究会編（2001）、503-505頁。
- 厚生労働省（2001）厚生労働省社会・援護局長「地域福祉推進事業の実施について（抄）」、社会福祉法令研究会編（2001）、529-534頁。
- 構造改革分科会（1997-98）「中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会議事要旨」（第1～13回）、厚生省監修（1998）、23-122頁。
- （1998a）中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会「社会福祉基礎構造改革について（中間まとめ）」、厚生省監修（1998）、6-20頁。
- （1998b）「中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会議事要旨」（第14～16回）、厚生省監修（1999）、26-48頁。
- （1998c）中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会「社会福祉基礎構造改革を進めるに当たって（追加意見）」、厚生省監修（1999）、2-4頁。
- 古都賢一（1999）「社会福祉基礎構造改革における利用契約方式の仕組みと公的責任の明確化について」、『愛護』、46巻9号、23-27頁。
- 小林昭彦、大門匡編著（2000）『新成年後見制度の解説』（金融財政事情研究会）。
- 駒村康平（2000）「社会福祉への市場原理導入の考え方について」、『月刊福祉』、83巻1号、42-47頁。
- 児山正史（2004）「準市場の概念」、『年報行政研究』、39号、129-146頁。
- （2011a）「イギリスにおける準市場の優劣論：ルグランの主張と批判・応答」、『季刊行政管理研究』、133号、17-31頁。
- （2011b）「準市場の優劣論と日本の学校選択論：議論の整理」、『人文社会論叢（社会科学篇）』、26号、31-54頁。
- （2012a）「準市場の優劣論と日本の学校選択（1）：実証的調査・研究の整理」、『人文社会論叢（社会科学篇）』、27号、103-123頁。
- （2012b）「準市場の優劣論と日本の学校選択（2・完）：実証的調査・研究の整理」、『人文社会論叢（社会科学篇）』、28号、39-62頁。
- （2014a）「準市場の優劣論とイギリスの学校選択の質・応答性への効果」、『人文社会論叢（社会科学篇）』、31号、67-91頁。
- （2014b）「準市場の優劣論とイギリスの学校選択の公平性・社会的包摂への影響（1）」、『人文社会論叢（社会科学篇）』32号、95-110頁。

- (2015)「準市場の優劣論とイギリスの学校選択の公平性・社会的包摂への影響(2・完)」、『人文社会論叢(社会科学篇)』33号、47-67頁。
- 真田是(1999)「資本競争の導入で変質する社会福祉：社会福祉法人・社会福祉労働との関わりから」、真田是、小川政亮、浅井春夫『「社会福死」への道』(かもがわ出版)、5-15頁。
- 佐橋克彦(2006)『福祉サービスの準市場化：保育・介護・支援費制度の比較から』(ミネルヴァ書房)。
- 芝田英昭(2000)「福祉の市場化と社会福祉における公的責任再考：社会福祉法の成立を機に」、『賃金と社会保障』、1284号、4-25頁。
- 下村勉(2002)『「社会福祉基礎構造改革」の危険な側面：福祉の商品化は許せない』、『進歩と改革』、608号、29-36頁。
- 社会福祉法令研究会編(2001)『社会福祉法の解説』(中央法規出版)。
- 白沢仁(1999)「社会福祉基礎構造改革と障害者福祉制度：現行制度の見方と『改革』のねらい・争点について」、『賃金と社会保障』、1256号、57-73頁。
- 杉山隆一、田村和之編著(2009)『保育所運営と法・制度：その解説と活用』(新日本出版社)。
- 炭谷茂(2000)「社会保障と人権：社会福祉基礎構造改革の目指す理念」、大山博、炭谷茂、武川正吾、平岡公一編著『福祉国家への視座』(ミネルヴァ書房)、150-169頁。
- (2004)『社会福祉の原理と課題：「社会福祉基礎構造改革」とその後の方向』(社会保険研究所)。
- 全国社会福祉協議会(1998)「社会福祉基礎構造改革シンポジウムの開催概要について」、厚生省監修(1999)、80-83頁。
- 竹原健二(2005)「社会福祉基礎構造改革後の社会福祉の矛盾と課題」、『岐阜大学地域科学部研究報告』、16号、87-101頁。
- 田中きよむ(1999)「社会福祉基礎構造改革の意義と問題点」、『高知論叢』、65・66号、65-112頁。
- 豊島明子(2008)「福祉の契約化と福祉行政の役割：高齢者福祉と障害者福祉に着目して」、『法政論集』(名古屋大学法学部)、225号、185-212頁。
- 成瀬龍夫(1999)「覆される社会福祉の公共性」、『住民と自治』、437号、52-57頁。
- 古川孝順(1998)『社会福祉基礎構造改革：その課題と展望』(誠信書房)。
- 松久保博章(2003)「社会福祉の基本問題と社会福祉基礎構造改革」、坂本忠次編著『現代社会福祉の諸問題：介護保険の現状と財政を中心に』(晃洋書房)、34-51頁。
- 峰島厚(1999)「貧しい制度放置して公的責任縮小へ走るのか」、『住民と自治』、440号、27-30頁。
- 山本忠(2001)「障害者の権利擁護施策の動向と課題」、『障害者問題研究』、28巻4号、76-85頁。
- 横山寿一(2003)『社会保障の市場化・営利化』(新日本出版社)。

Le Grand, Julian (2003) *Motivation, Agency, and Public Policy: Of Knights & Knaves, Pawns & Queens* (Oxford University Press). ジュリアン・ルグラン(郡司篤見訳)『公共政策と人間：社会保障制度の準市場改革』(聖学院大学出版会、2008年)。

——(2007) *The Other Invisible Hand: Delivering Public Services through Choice and Competition* (Princeton University Press). ジュリアン・ルグラン(後房雄訳)『準市場 もう一つの見えざる手：選択と競争による公共サービス』(法律文化社、2010年)。

Le Grand, Julian and Bartlett, Will eds. (1993) *Quasi-Markets and Social Policy* (Open University Press).

国会の会議録は、会議名、日付、質問者(参考人意見陳述は参考人)・答弁者名を記載した。